

## 第 8 部

# 帰宅困難者対策

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定される。事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。

また、帰宅困難者の搬送について、国を中心とした広域的な応援調整が必要となる。

新たな被害想定では、約 517 万人の帰宅困難者の発生が想定されている。徒歩帰宅者の発生抑制や、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化や帰宅支援策の強化など帰宅困難者対策の再構築が必要である。

地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策とともに、行政機関だけではなく都民、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、駅周辺をはじめとした混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現することを目標とする。

## 第8部 到達目標

### 1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。

### 2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

### 3 災害時帰宅支援ステーションの充実

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。

### 4 代替輸送手段の確保

徒歩帰宅が困難な災害時要援護者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送手段を確保する。

## 分野別事業の体系

### 第8部 帰宅困難者対策

- 一斉帰宅の抑制
- 事業者や地域の取組の推進
- 事業所における帰宅困難者対策の推進
- 地下鉄駅構内での帰宅困難者の一時受入体制の充実
- 安否確認と情報提供のための体制整備
- 一時滞在施設の確保
- 徒歩帰宅支援

<b>一斉帰宅の抑制</b> (総務局・生活文化局・都市整備局・産業労働局・教育庁)	平成25年度事業費 40百万円
---	--------------------

帰宅困難者対策は、第一に、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底を図ることが不可欠である。具体的には、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保や周知等の取組を促進していく必要がある。災害時、多くの帰宅困難者を抱えることが予想される集客施設や駅等では、利用者を施設内の安全な場所に待機・誘導するまで利用者の保護を行わなくてはならない。

**現在の状況**

- 東京都帰宅困難者対策条例の制定  
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の議論を踏まえ、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、平成24年3月に「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、平成25年4月に施行
- 帰宅困難者対策訓練における周知  
平成24年2月と9月に「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、帰宅困難者対策訓練を実施した。

**計画期間中の目標（平成27年度末）**

- 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	事業者の取組	中小企業のBCP策定支援				→
	普及啓発の促進		訓練やイベント等			→
	学校等における児童・生徒の安全確保		学校危機管理マニュアルの改訂			→

**事業内容・事業効果**

**【事業内容】**

- 事業者に対する取組
  - (1) 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援<産業労働局>  
都内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCPの普及啓発及び継続的な取組を促進する。
  - (2) 防災備蓄倉庫及び自家発電設備の整備促進<都市整備局>  
都市開発諸制度※を適用する新規の建築物を対象に、一定規模以上の防災備蓄倉庫及び自家発電設備の整備を促進する。
- ※都市開発諸制度  
公開空地の確保など公共的な貢献を行う建築計画に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘導を図る制度で、再開発等促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。
- 普及啓発の促進  
共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、10%程度余分に備蓄することを普及啓発<総務局・生活文化局>

**<具体的取組>**

- 東京都の広報媒体の活用
- 訓練等によるパブリシティ
- 鉄道事業者の協力による広報
- 事業者団体及び事業者への説明会の実施
- イベントの実施及び活用（危機管理産業展及び防災展など） 等

- 学校等における生徒・児童の安全確保
  - (1) 学校向けマニュアルの改訂<教育庁>  
「学校危機管理マニュアル」を東日本大震災の教訓や地域防災計画の修正を踏まえて改訂した。  
今後、東京都地域防災計画等の修正があった場合には、必要な修正を行う。
  - (2) 私立学校向け手引による支援<生活文化局>  
東京都は、私立学校が震災対応マニュアルを見直し整備することを支援するため、平成24年5月に「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」を作成し、各私立学校に配布した。今後も必要な支援を行っていく。

**【事業効果】**

- 都内の事業所で、帰宅困難者対策を盛り込んだ事業所防災計画等が策定される。
- 都内の事業所で、全従業員分の3日間の備蓄が用意される。
- さらに、事業所は、震災の影響の長期化への備えや共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、全従業員分の3日間の備蓄に加え、10%余分に備蓄することも検討する。

新規

<b>事業者や地域の取組の推進</b> （総務局）	平成25年度事業費 8百万円
---------------------------	-------------------

帰宅困難者対策の中でも、災害時にも強い電気通信基盤の整備、一時滞在施設の確保のための法的整備や財政・税制支援、バスの代替輸送の広域オペレーションは、国の権限に属するものであり、首都直下地震時の首都機能の確保の観点から、国の取組の強化を求めていく。

広域的な視点から、国、九都県市及び東京都において取り組む必要がある対策とともに、駅前滞留者対策など、地域が重点的に取り組む対策もある。そのため、東京都は、一時滞在施設の協定締結や駅前滞留者対策協議会の設立、訓練の実施などを区市町村や地域と連携し、その取組を後押ししていくとともに、各地域の先進的な取組を情報共有していくことも必要である。

**現在の状況**

- 協議会で取りまとめた最終報告について、協議会構成員は順守することに加え、東京都は、新たに事業者向けに簡易で理解しやすいハンドブックを作成し、説明会を行うなど普及啓発を実施
- 併せて、協議会で策定されたガイドラインについても普及啓発を実施

**計画期間中の目標（平成27年度末）**

- 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議を設置し、構成員の取組状況の情報共有など、帰宅困難者対策を向上
- 東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催することにより、地域の取組状況の情報共有や地域の取組への支援など、地域における帰宅困難者対策を向上

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	帰宅困難者対策フォーラムの設置			帰宅困難者対策フォーラムの設置		
	首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議		会議の設置			

**事業内容・事業効果**

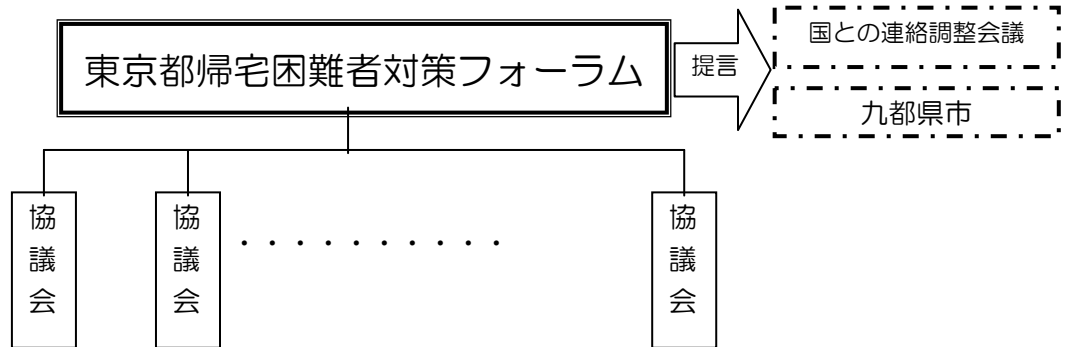
**【事業内容】**

- 事業者の取組の実効性の確保  
 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議の設置<総務局>  
 「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の後継組織として、東京都と国で「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置する。同会議では、構成員の取組状況を情報共有する。
- 地域の取組の推進  
 (1) 東京都帰宅困難者対策フォーラムの設置<総務局>  
 東京都において、区市町村や事業者等と連携するため、都内の全区市町村（島しょを除く。）と駅前滞留者対策協議会等が参加した会議を創設する。

**<東京都帰宅困難者対策フォーラムの主な内容>**

- 各地域の駅前滞留者協議会の取組を都の政策に誘導
- 東京都の政策や国との連絡調整会議の合意事項等の普及啓発
- 駅前滞留者対策協議会相互の情報共有・情報交換 等

**【イメージ図】**



(2) 駅前滞留者対策<総務局>

駅前滞留者対策は、新規の駅前滞留者対策協議会の立ち上げに伴う訓練を中心にこれまで実施してきた。今後は、条例制定に伴う総合的な帰宅困難者対策の推進に伴い、一時滞在施設の確保や帰宅支援に対する地域の取組などについても実施していく。

**【事業効果】**

- 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議における構成員の取組状況の情報共有などにより、社会全体で取り組み帰宅困難者対策の底上げを図る。
- 東京都帰宅困難者対策フォーラムにおける地域の取組状況の情報共有や地域の取組への支援などにより、地域における帰宅困難者対策の底上げを図る。

事業所における帰宅困難者対策の推進（東京消防庁）

平成25年度事業費  
3百万円

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づく事業所防災計画に関する告示が改正されたことに伴い、震災対策促進用冊子を活用し、事業所防災計画に帰宅困難者対策を盛り込むよう指導するとともに、同冊子及びDVDを活用し、事業所における帰宅困難者対策の具体化を図る指導を行う。

現在の状況

- 事業所防災計画の変更指導の実施（東京都緊急雇用創出事業の活用を含む。）359,584事業所
- 震災対策促進用冊子「職場の地震対策」の作成
- 東京都震災対策条例第11条に規定する事業所との連携訓練の実施（1回/年）

計画期間中の目標（平成27年度末）

- 事業所に帰宅困難者対策を含む事業所防災計画を作成させ、防災に関する意識を高めさせるとともに「自助」「共助」の理念を踏まえた実効性の高い帰宅困難者対策の推進を継続的に実施する。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	震災対策促進用冊子等の作成	冊子 61,000部 リーフレット 432,856部 帰宅困難者対策啓発用DVD制作	冊子 357,000部	冊子 21,000部	冊子 21,000部	冊子 21,000部
	継続実施					▶
	都民指導関係書の作成	手引き書 435部	手引き書 438部	手引き書 438部	手引き書 438部	
継続実施					▶	
東京都震災対策条例第11条事業所との連携	情報連絡訓練等の実施 1回	情報連絡訓練等の実施 1回	情報連絡訓練等の実施 1回	情報連絡訓練等の実施 1回		情報連絡訓練等の実施 1回

特記事項

- 平成22年度、23年度及び24年度については、東京都緊急雇用創出事業を活用し、指導対象事業所の実態調査（平成22年度のみ）、冊子及びリーフレットの配布を行っている。

**事業内容・事業効果**

**【事業内容】**

- 1 東京都震災対策条例第10条に基づき、事業者は、その事業活動に関して地震による被害を軽減するため、東京都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所防災計画を作成しなければならないと定められている。
- 2 東京都震災対策条例第11条に基づき、防災対策上重要な施設の事業者は、事業所防災計画を作成し、届け出なければならないと定められている。

**事業所防災計画の内容**

**一般の事業所（10条事業所）**

- ・震災に備えての事前計画
- ・震災時の活動計画
- ・施設再開までの復旧計画

**防災対策上重要な施設（11条事業所）**

- ・震災予防措置
- ・震災応急活動計画
- ・施設再開までの復旧計画

**◆ 帰宅困難者対策**

東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）の制定等を踏まえ、事業所防災計画に次の帰宅困難者対策を定めるよう指導する。

- ① 家族等との安否確認のための連絡手段の確保
- ② 従業員等の一斉帰宅の抑制
- ③ 家族等との安否確認の実施
- ④ 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動

**《指定施設》 7業種32事業所**

都市ガス、電気、鉄道、地下鉄、軌道、高速道路、通信

**◆ 11条事業所との連携**

訓練等の実施（1回/年）

**帰宅困難者対策を踏まえた事業所防災計画の作成指導**

- 冊子の作成配布等  
「職場の地震対策」  
「帰宅困難者対策啓発用DVD」の活用
- 都民指導関係書の作成配布  
「事業所震災対策指導の手引き」  
「大事業所の防災計画」

**帰宅困難者対策を盛り込んだ事業所防災計画を作成させ、実効性の高い事業所の帰宅困難者対策を推進させる。**



**【事業効果】**

- 各事業所に東京都帰宅困難者対策条例の制定及び東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示の改正内容を各事業所に周知するとともに、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画を作成させることにより「自助」「共助」の理念に基づく帰宅困難者対策に対する意識を高めさせ、その充実・強化を進めることで、実効性の高い帰宅困難者対策の推進が図られる。



新規

<b>地下鉄駅構内での帰宅困難者の一時受入体制の充実</b> （交通局）	平成25年度事業費 － 百万円
--------------------------------------	--------------------

帰宅困難者対策として、地下鉄各駅において、お客様に一時的に駅改札外のコンコースなどで待機していただくために必要な備蓄品について、今後の国や東京都における検討・協議の状況を踏まえ、必要に応じて、品目の追加等を検討していく。

**現在の状況**

- 帰宅困難者が多く滞留すると見込まれる都営地下鉄 10 駅（五反田、新橋、日比谷、巣鴨、市ヶ谷、馬喰横山、新宿西口、上野御徒町、大門及び都庁前）に、合計で約 1 万人分の飲料水及び防寒用シートを先行して配備（平成 24 年 3 月）
- 交通局が管理する都営地下鉄全 101 駅に、都営地下鉄全駅の帰宅困難者数として推定する約 5 万人を対象に、防寒用ブランケット、簡易マット及び飲料水を配備（平成 24 年 5 月）
- 同じく、簡易トイレ、携帯用トイレ及び簡易ライトを配備（平成 24 年 10 月）

**計画期間中の目標（平成 27 年度末）**

- 地下鉄各駅に、お客様の一時保護に必要な備蓄品を配備する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目	飲料水及び防寒用ブランケットの配備	10 駅	91 駅			
	簡易マット、簡易トイレ、携帯用トイレ及び簡易ライトの配備		101 駅			
	品目の追加等の検討			検討		
目標						

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 首都直下地震等の大規模地震発生時に、都営地下鉄では、帰宅困難者を発災後3日間受け入れる「一時滞在施設」が開設されるまでの間、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第8条に基づき、駅改札外のコンコースなどで、帰宅困難者に一時的に待機していただくこととしている。このために必要となる物資として、飲料水、防寒用ブランケット、簡易マット、簡易トイレ、携帯用トイレ及び簡易ライトを交通局が管理する都営地下鉄全101駅に配備する。

各種備蓄品（一部）



備蓄状況（例）



- 首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議など、今後の国や都における検討・協議の状況を踏まえ、必要に応じて、品目の追加等を検討する。

【事業効果】

- 都営地下鉄全駅の帰宅困難者数として推定する約5万人に係る利用者保護を行うことが可能となる。

備蓄品配布（訓練の様子）



備蓄品を使用した一時待機（訓練の様子）



新規

<b>安否確認と情報提供のための体制整備</b> (総務局・交通局)	平成25年度事業費 151百万円
---------------------------------------	---------------------

帰宅困難者等の一斉帰宅が抑制されるためには、発災時の「むやみに移動を開始しない」ことの周知・広報のほか、家族の安否、被害状況や公共交通機関の復旧見通し等、冷静な行動をとるために必要な情報を帰宅困難者が自ら入手できることが重要である。

また、都内では、膨大な数の帰宅困難者等の発生が見込まれるため、東京都が中心となった広域的な情報提供体制を整備していく。

さらに、都営地下鉄等の駅改札口に設置している列車運行情報表示装置を改修し、帰宅困難者等のお客様に迅速に緊急災害放送を提供できるよう整備する。

**現在の状況**

- 帰宅困難者対策訓練において、緊急速報メールや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの実践に即した多様な情報提供手段を活用した。
- 帰宅困難者対策ポータルサイト及び東京都防災 Twitter を開設
- 都営地下鉄等では、乗換駅、乗降客の多い駅を中心に平成23年度に17台、平成24年度に28台（合計45台）の改修を完了している。

**計画期間中の目標（平成27年度末）**

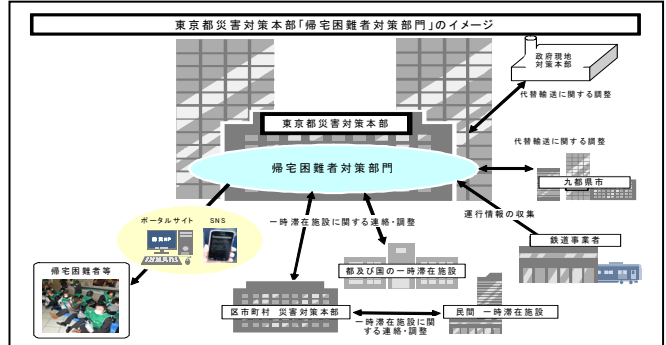
- 事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制
- 携帯端末を活用した安否確認サービスの充実、利用体験の促進
- 都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの全ての駅において、平成25年度に69台の改修を行い、緊急災害放送を提供可能とする（各駅1台ずつ）。また、平成26年度に75台の改修を行い、改札口付近に設置された全ての列車運行情報表示装置において緊急災害放送を提供可能とする。

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目標	広域的な情報提供体制の整備		Twitter等による情報発信			
	一時滞在施設の通信手段の確保		特設公衆電話の設置	・業務用MCA無線の整備 ・特設公衆電話やWi-Fi等の設置への働き掛け		
	列車運行情報表示装置の改修	17台	28台	69台	75台	

事業内容・事業効果

【事業内容】

- 発災直後には、「むやみに移動を開始しない」など、緊急速報メールで一斉通報を実施する。その後、一時滞在施設の開設状況などは、順次、東京都の防災 Twitter、Facebook など多様なツール（SNS や緊急速報メール等）を活用して情報提供を行う。
- 災害時に、迅速及び適切に帰宅困難者への情報提供を行うため、東京都の災害対策本部内に「帰宅困難者対策部門」を設置する。



- 東京都・区市町村と一時滞在施設との間の情報連絡体制の確保
  - (1) 一時滞在施設として指定される都立施設等への災害時に強い通信手段の確保<総務局>  
災害時に、通信手段が途絶することや電話がふくそうすることが予想されるため、東京都災害対策本部との間の緊急用連絡手段としての通信手段を確保していく。
  - (2) 民間の一時滞在施設との通信手段の確保<総務局>  
区市町村災害対策本部と民間の一時滞在施設との緊急用連絡手段を区市町村が確保する際の支援を行っていく。
- 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者が安否確認等を行うための体制整備
  - (1) 一時滞在施設として指定される都立施設等の体制の整備<総務局>  
一時滞在施設として指定される都立施設等で、受け入れた帰宅困難者が安否確認や災害時関連情報を入手しやすくするための体制を整備していく。
  - (2) 電気通信事業者による民間の一時滞在施設への特設公衆電話や Wi-Fi の配備促進<総務局>  
都立施設等以外の区市町村や民間の一時滞在施設については、特設公衆電話や Wi-Fi 等の体制整備を電気通信事業者に働きかけていく。
- 大規模災害発生時等に、帰宅困難者等のお客様に迅速に緊急災害放送を提供できるよう、地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの駅の改札口に設置している列車運行情報表示装置を改修する。



【事業効果】

- 災害時において、東京都災害対策本部内の「帰宅困難者対策部門」が中心となって、多様なツール（SNS や緊急速報メール等）を駆使して、帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、災害情報、一時滞在施設の開設状況及び帰宅支援に係る情報を提供する。
- 駅の列車運行表示装置で、帰宅困難となったお客様に対して緊急災害情報を迅速に提供することにより、お客様が次の行動を起こしやすくなり、駅構内におけるお客様への円滑な誘導・案内が可能となる。



新規

<b>一時滞在施設の確保</b> (総務局・主税局・生活文化局・都市整備局)	平成 25 年度事業費 1,722 百万円
---	--------------------------

首都直下地震発生時において、観光客など行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるため、一時滞在施設を可能な限り多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしておく必要がある。  
また、膨大な数の帰宅困難者を公共施設だけでは対応できない現状において、民間施設の協力が不可欠である。このため、一時滞在施設に協力する民間施設の負担軽減や一時滞在施設の整備に当たって、行政は必要な支援を行っていく。

**現在の状況**

- 東京都は率先して、都庁舎や都立高校などの都立施設や、東京都の関連団体が所有・管理する施設を一時滞在施設として指定（200 施設、約 7 万人）

**計画期間中の目標（平成 27 年度末）**

- 行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

年次計画		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
事業目標	民間の一時滞在施設への備蓄等支援			備蓄品の購入経費の補助		
	都立の一時滞在施設の備蓄		備蓄品の購入等			

**事業内容・事業効果**

**【事業内容】**

- 東京都は、都内において各省庁が所有・管理する施設について、一時滞在施設への協力を要請
- 民間の一時滞在施設への備蓄等の支援
  - (1) 民間の一時滞在施設の負担を軽減するため、国とも連携し、民間の一時滞在施設に配備する備蓄品の購入経費を補助する。＜総務局＞
  - (2) (1) の補助対象となる備蓄品を保管する 23 区内の備蓄倉庫について、事業所税、固定資産税及び都市計画税を 3 年度分減免する。＜主税局＞
  - (3) 発災時に帰宅困難者を受け入れた際に事業者が供出した水・食料等については、災害救助法の適用があった場合、同法に基づき支弁する。＜総務局＞
  - (4) 都市開発諸制度を適用する新規の建築物を対象に、一時滞在施設の協定を区市町村と締結するなど一定の条件を満たした一時滞在施設を整備する場合、容積率を割り増す。＜都市整備局＞
- 民間の一時滞在施設の運営に対する支援
  - (1) 円滑な一時滞在施設の開設を支援するため、アドバイザーを派遣するとともに、一時滞在施設の管理者向け説明会を開催する。＜総務局＞
  - (2) 帰宅困難者に一時滞在施設の運営等を担うボランティアとして協力してもらうため、施設管理者向け説明会の際、ボランティアセンター等による研修を活用する。＜生活文化局＞

**【事業効果】**

- 補助金等の支援は、民間の一時滞在施設確保のインセンティブとして効果が期待できる。

新規

<b>徒歩帰宅支援</b> (総務局・財務局・建設局・港湾局・交通局・教育庁)	平成25年度事業費 18百万円
--	--------------------

事業所や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、安全に帰宅できることを確認した後、帰宅を開始する。

帰宅困難者等の多くは、長距離を徒歩で帰宅することが見込まれるため、徒歩帰宅者への円滑な帰宅支援が必要となる。また、長距離の徒歩が困難な災害時要援護者に対しては、バスや船舶等の代替輸送を確保し、優先して搬送することが必要である。

九都県市や首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議等を通じた帰宅者支援や普及啓発活動により、帰宅困難者対策の推進を図る。

**現在の状況**

- 東京都は、都立学校やガソリンスタンドも災害時帰宅支援ステーションに指定し、都内で9,409か所を確保している。また、九都県市では、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン等の事業者と協定を締結し、徒歩帰宅者へ水道水・トイレ・情報を提供する災害時帰宅支援ステーションの確保に努め、計22,010か所を確保している。
- 帰宅困難者対策の普及啓発を図るため、九都県市では、ポスターやリーフレットを作成している。
- 船舶による代替輸送について、船舶が発着可能なふ頭等の状況などについて九都県市間において情報共有を図った。

**計画期間中の目標（平成27年度末）**

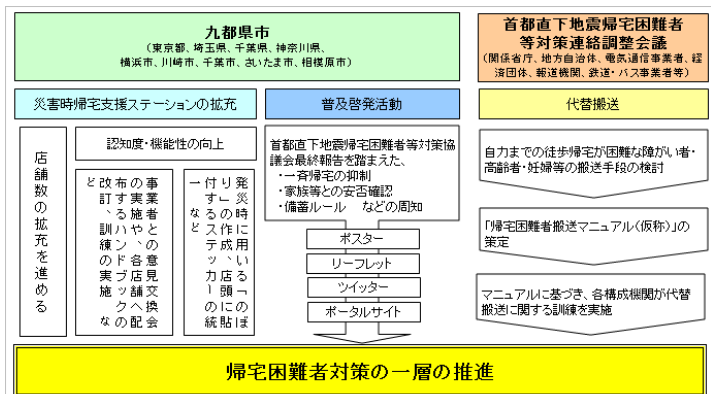
- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの充実を進めるとともに、認知度や機能性の向上に取り組む。
- これまで実施してきた代替輸送訓練に加えて、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議では代替輸送に関するマニュアルを策定する。
- 徒歩帰宅が困難な災害時要援護者を優先的に搬送するため、バスや船舶などの代替輸送体制を整備

年次計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
事業目	災害時帰宅支援ステーションの拡充	店舗数の拡充	都：9,409か所 九都県市：22,010か所	引き続き、店舗数の拡充を進めていく		
		認知度・機能性向上	事業者との意見交換会の実施、事業者用ハンドブックの改訂、発災時に用いる「のぼり」の作成、店頭へ貼付するステッカーの統一 など			
		都立学校への消耗品の更新	238校	239校	239校	240校
目標	代替輸送の検討	訓練の実施	代替搬送の検討	マニュアルの作成		

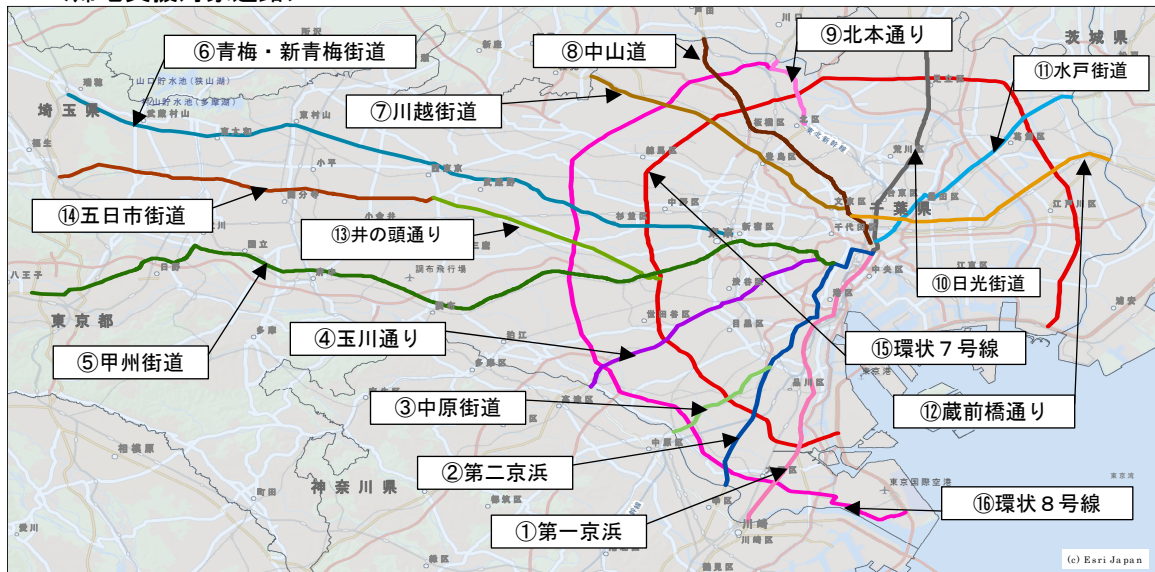
事業内容・事業効果

【事業内容】

- 東京都有財産の活用による災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- 帰宅支援にも役立つトイレや避難広場などの整備を推進し、都立公園の防災機能強化を図っていく。
- 徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うため、今後、九都県市と連携し、都県境を越えた「帰宅支援対象道路」の設定を検討していくとともに、帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。
- 帰宅支援対象道路の沿道のビル・店舗によるトイレの貸し出しや休憩場所の提供、炊き出しなどの地域ぐるみの取組を組織的に行うために、地域の徒歩帰宅支援のための協議会の設立も検討していく。



＜帰宅支援対象道路＞



- 島しょを除く全都立学校に、停電・断水時でも災害時帰宅支援ステーションの機能を果たせるよう、必要な備蓄物資等を整備する。
- 都立学校における防災訓練等に合わせ、備蓄物資を利用した訓練を行う。

【事業効果】

- 災害時帰宅支援ステーションの店舗数拡大や、機能性・認知度向上の取組を通じて、徒歩帰宅者支援の充実を図る。
- 帰宅支援対象道路を中心に、地域での帰宅支援の取組が充実する。
- 震災時に、都立学校において災害時帰宅支援ステーションを円滑に運営し、帰宅困難者の帰宅支援を行う。
- 代替輸送に関する検討やマニュアル作成、訓練の実施を通じて、要援護者の帰宅支援の実効性を高める。